

トラック運送事業者のための

新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページのまとめ (厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html



●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒 手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪は外しておきましょう 厚生労働省ポスターより

① 流水でよく手をぬらした後に、石けんをつけ、手のひらをよくこすりす。 ② 手の甲をのぼすようにこすりす。 ③ 指先・爪の間を念入りにこすりす。 ④ 指の間を洗います。 ⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。 ⑥ 手首も忘れずに洗います。

⑦ 流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

洗い残しの多い部分
指先、手のひらのしわ、親指の付け根、ふくみ、爪と皮膚の間、手首の部分

手洗いができない状況ではアルコール手指消毒も有効

手洗いのタイミング トイレから出た後は必ず手洗いを!

出社時 乗務前後 休憩前 業務終了時 帰社時 帰宅時

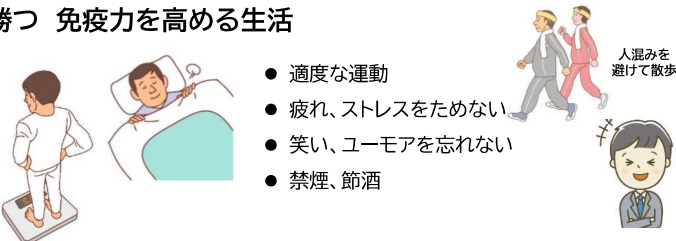
自分の癖、習慣を意識する

咳エチケット
咳やくしゃみをする時はマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
手でおさえてしまったら手洗いを

粘膜から感染しやすいので、汚れた手で目や鼻をこすらない

●新型コロナウイルスに打ち勝つ 免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない



感染症への備え

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。



2. 準備する備蓄品

品類	品目
	体温計(予備含む)
	マスク(不織布製)※原則使い捨てとし、1人1日1枚で 60日(2ヶ月)分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋(薄いものと厚いもの)
	ゴーグル(目からの飛沫感染防止)
	設備・器具用消毒薬(消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液)
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋(使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる)
	衛生管理者用感染防護服一式
	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬(傷薬)・整腸剤など
	冷却材(冷却枕・氷枕・水枕など)
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢(脱水)の症状があるときは、経口補水液(樹大塚製薬、OS-1(オーエスワン))。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)



点呼とアルコールチェック ★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考になしてください。



アルコール検知器協議会
(<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)





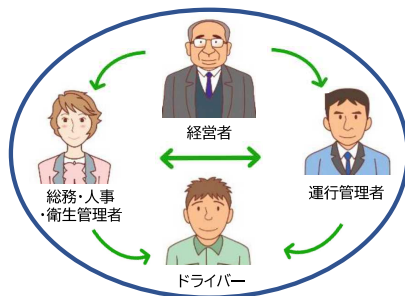
職場で行う感染症対策

●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の

(http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html)

【3.講じるべき具体的な対策】を加筆編集し、職場にて求められている各役割と、状況における感染予防対策をまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。



事業所(事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ)

- ☐ 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底(水道設備や石鹸、消毒液等設置)

- ☐ 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける

- ☐ 1時間に2回程度、数分間換気する

- ☐ 喫煙室の換気徹底と3密を避ける

- ☐ 共有物品(テーブル・椅子等)や、手が触れる箇所の定期的な消毒

- ☐ 外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる

- ☐ 会議やイベントは極力オンラインで行う

- ☐ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する

- ☐ 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する

- ☐ 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する

- ☐ ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参



〈トイレ内の清掃と消毒〉



〈蓋を閉めて流す〉



〈ペーパータオルの設置〉

- ☐ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、感染予防対策を周知する

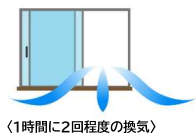
〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉



〈3密禁止〉



〈定期的な消毒〉



〈1時間に2回程度の換気〉



〈最低1mあけ、対面は避ける〉



〈テレビ会議〉

〈周知ポスターの掲示〉



職場で行う感染症対策



点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

●点呼

- ☐ 対面点呼では、適切な距離を確保
- ☐ アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- ☐ 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策(マスク・手洗い等)ができているかどうかの確認を行う



〈アクリル板等を設置〉

- ☐ 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- ☐ 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- ☐ アルコール検知器の除菌、携帯型アルコール検知器の活用

●運行中・荷役作業中

- ☐ 2名以上が同乗する場合は、マスク着用
- ☐ 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- ☐ 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- ☐ マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- ☐ 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる



〈体温測定〉



〈人の距離が十分ある時は、マスクをはずそう〉



〈体調に異変が生じたら無理せず連絡〉

●車両・設備・器具

- ☐ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- ☐ 荷役機器や車両点検用工具など共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ☐ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する
- ☐ 作業服のこまめな洗濯



〈共有設備の消毒〉



〈汚物に触れずビニール袋に密閉〉



〈作業服はこまめに洗濯〉

感染者が確認された場合の対応

- ☐ 保健所、医療機関の指示に従う
- ☐ 速やかに地方運輸局等に連絡する
- ☐ 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- ☐ 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- ☐ 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う



感染者が確認されました

〈速やかに連絡〉

資金繰り支援

※赤字箇所は令和2年度第2次補正予算により創設・拡充されたもの

【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

○ 無担保融資等

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）
- （（例）中小事業 利下げ限度額：2億円、融資限度額：別枠6億円）

■ 商工中金による危機対応融資

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ限度額：2億円、融資限度額：6億円）

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、運転資金・設備資金を融資（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ・融資限度額：別枠1,000万円）

■ 特別利子補給制度

- 上記の融資により借入を行った中小企業者等のうち、特別貸付等借入申込時点の最近の1ヶ月又はその後2カ月の3カ月間のうちいずれか1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同月と比較し、20%減少した中小企業者、15%減少した小規模事業者等に対し、借入後3年間まで利子補給を行い、実質無利子化（補給対象上限額：2億円（中小事業、商工中金）、4,000万円（国民事業））

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

- 売上高の数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金（15年以内）・運転資金（8年以内）を融資（（例）中小事業 基準金利：1.11%、融資限度額：7.2億円）

○ 日本政策金融公庫等の既往債務の借換

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資等について、各機関毎に、既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象に（（例）中小事業 利下げ・実質無利子化限度額：2億円 借換え限度額：6億円）

○ （独）中小企業基盤整備機構による小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模企業共済の契約者に対し、以下の措置を実施
 - ・特例緊急経営安定貸付：事業資金を無利子で貸付
（貸付限度額：2,000万円（契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内））
（償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、505万円以上の場合は6年）
 - ・共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除：令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている者の延滞利子を約定償還期日から1年間免除
 - ・掛金の納付期限の延長等：掛金の納付期限の延長（最大6か月）又は掛金月額の減額（1,000円～70,000円の範囲内）

○ 日本政策金融公庫等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な事業者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン（5年1ヶ月・10年・20年）を供給
（例）中小事業
貸付限度：7.2億円、
貸付利率：0.50%（当初3年間及び4年目以降赤字）、2.60%（貸付期間が5年1ヶ月・10年で4年目以降黒字）、2.95%（貸付期間が20年で4年目以降黒字）

【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

- **セーフティネット保証（4号・5号）**（保証限度額：4号・5号合わせて2.8億円）
 - 4号【地域】：全都道府県について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の100%を保証
※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合
 - 5号【業種】：全業種について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の80%を保証
※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合
- **危機関連保証**
 - セーフティネット保証4号・5号に加え、売上高が前年同月比15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、借入債務の100%を保証（保証限度額：2.8億円）
- **民間金融機関による実質無利子の融資等**
 - セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者のうち、個人事業主（小規模事業者のみ）の場合は、売上高が前年同月比5%以上減少、中小・小規模事業者の場合は、売上高が前年同月比15%以上減少した事業者に対し、民間金融機関でも借入後3年間の利子補助を行い実質無利子化（融資限度額：4,000万円）

【中堅企業・大企業に対する政府系金融機関による融資・資本増強】

- **DBJ及び商工中金による資金繰り支援（危機対応融資・資本金劣後ローン）**
 - 危機対応融資：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している等の事業者に対し、通常金利（中堅企業は当初3年間0.5%の利下げ）で運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資額：危機対応融資の定める範囲で、資金ニーズ等を踏まえて決定）
 - 資本金劣後ローン：将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給

【その他】

- **新型コロナ特例リスケジュール**
 - 中小企業者に代わり一括して既存債務の元金返済猶予要請、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定支援等を実施
- **金融機関等への配慮要請**
 - 政府系金融機関等に対して事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように要請するとともに、民間金融機関に対して事業者への積極的な支援（丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給等）を実施するよう要請

給付金

- **持続化給付金**
 - ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している等の要件を満たす事業者に対し、法人：最大200万円、個人事業者：最大100万円を支給
- **家賃支援給付金**
 - 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において、①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少、または②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少しているテナント事業者に対し、地代・家賃の負担を軽減するため、法人：月額最大100万円、個人事業者等：月額最大50万円を6ヶ月分支給。

雇用関連

○ **雇用調整助成金の特例**（非正規も対象）

- 一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成

助成内容

- ・助成率：4/5(中小企業)、2/3(大企業)
解雇等を行わない場合は、10/10(中小企業)、3/4(大企業)
- ・支給上限額：対象労働者1人1日当たり15,000円
- ・支給限度日数：1年間で100日。ただし、緊急対応期間（4月1日～12月31日）は、年間支給限度日数とは別に雇用調整助成金を利用可能

- 上記に加え、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、申請書類・手続きの簡素化等も実施

○ **新型コロナウイルス感染症対応休業支援金**

- 事業主の命により休業させられ、賃金（休業手当）を受けられない中小企業の労働者に対し、休業前賃金の80%を支給（日額上限11,000円）、期間：4月1日～12月31日）

○ **働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）**

- 新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇制度を就業規則に整備する中小企業事業主に対し、就業規則等の作成・変更費用等の一部を助成（補助率：3/4、1企業当りの上限額：50万円）

○ **小学校休業等対応助成金・支援金**

- 小学校等の臨時休業等に伴い子供の世話をを行う労働者に有給休暇を取得させた事業主に、支払った賃金相当額の10/10を助成（日額上限：8,330円（4月以降は15,000円）、適用期間：2月27日～12月31日）
- 委託を受け仕事をする個人事業主については、支援金を支給（一日定額4,00円（4月以降は7,500円））

公租公課 等

○ **納税の猶予の特例**

- 令和2年2月以降、売上が前年同月比概ね20%以上減少した全ての事業者に対し、無担保かつ延滞税無しで1年間納税を猶予（法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税が対象）

○ **欠損金の繰戻し還付**

- 中堅企業、中小企業・小規模事業者に対し、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度納付した法人税の一部を還付
- 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した事業者に対し、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額を還付

○ **固定資産税・都市計画税の減免**

- 中小企業・小規模事業者等に対し、これらの保有する事業用家屋及び設備等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除又は1/2軽減

○ **厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付猶予の特例**

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主にあつては、申請により、1年間、無担保かつ延滞金無しで、厚生年金保険料及び労働保険料等の納付を猶予

○ **国民健康保険料等の徴収猶予**

- 国民健康保険料等について、特別な理由があるものについては、各自治体の条例等で定めるところにより、徴収の猶予が行われる場合あり

○ **国民年金保険料の免除**

- 国民年金保険料を一時的に納付することが困難な時、免除が適用される場合あり

○ **取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化**

- 不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免した場合、災害時と同様にその免除による損失の額は、寄付金の額に該当せず、税務上の損金として計上することができることを明確化

○ 簡易課税制度の適用に関する特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことが可能
※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能

○ 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の任意の1か月以上の期間の事業収入が著しく減少（前年同月比おおむね50%以上）している事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能
※特例として、課税事業者の2年間の継続適用要件は適用されない

生産性の向上

○ ものづくり・商業・サービス補助

- 中小企業・小規模事業者に対し、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援（補助上限：1,000万円、補助率：1/2（中小企業）、2/3（小規模））

○ 持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援（補助上限：50万円（一般型）／100万円（コロナ対応特別型）、補助率：2/3）

○ IT導入補助金

- ITツール導入による業務効率化等を支援（補助額：30～450万円、補助率：1/2）

※上記3つの補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を措置。補助対象経費の1/6以上が、サプライチェーンの毀損への対応(A)や非対面型ビジネスモデルへの転換(B)、テレワーク環境の整備のための投資(C)であることが申請の条件。特別枠(B・C)では、補助率を最大3/4まで引き上げ。

※さらに、ものづくり補助金及び持続化補助金については、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策（消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策等）を講ずる場合は、定額補助・補助上限50万円の別枠を上乗せ。

○ 中小企業経営強化税制の拡充

- 新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型が追加
- 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または7%の税額控除が可能
※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

感染拡大防止

○ IT点呼システム導入の実証実験

- トラック事業者に対し、IT点呼を利用した非接触型事業運用の実証実験を支援。

その他

○ **NHK受信料の支払猶予・減免措置**

- 令和2年4月から令和3年3月までの間の放送受信料について延滞利息は発生せず
- 持続化給付金の給付決定を受けた者に対し、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約について、2ヶ月間（免除の申請をした月とその翌月）の受信料を全額免除

○ **新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**

- 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する新型コロナウイルス感染症に対する対応等の事業に充当。
- 具体的には、安定的かつ継続的に物資輸送が行われるよう、貨物自動車運送事業の運転者に対する車両の維持や運行に要する費用の支援のような用途を想定

○ **電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金の支払猶予等の要請**

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付（※）等を受けている個人事業主等に対する、電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金支払い猶予や、料金未払いによる供給停止の回避等の柔軟な対応を要請
※ 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対し、20万円以内の資金を無利子で貸付（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）

トラック事業者向け特別相談窓口

○ **地方運輸局等特別相談窓口**

- 新型コロナウイルス感染症に関連した相談や要望を受け付け、活用可能な支援策を紹介

《特別相談窓口連絡先》は別紙のとおり

※本資料は、各所管省庁の制度を聞き取り等によりまとめたもの

《特別相談窓口連絡先》

○国土交通省本省窓口

- ・ 窓口設置場所：国土交通省 自動車局 貨物課
- ・ 電話番号：03-5253-8575
- ・ https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html#jigyo

○各運輸局窓口

(北海道)

- ・ 窓口設置場所：北海道運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：011-290-2743
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/corona/corona.html>

(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：022-791-7531
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/sm/sm-sub16.html>

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

- ・ 窓口設置場所：関東運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：045-211-7248
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/coronavirus.html>

(新潟県、富山県、石川県、長野県)

- ・ 窓口設置場所：北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：025-285-9154
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/coronavirus/index.html>

(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

- ・ 窓口設置場所：中部運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：052-952-8037
- ・ https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

- ・ 窓口設置場所：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：06-6949-6447
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/saigai/kikikanri-coronavirus.html>

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

- ・ 窓口設置場所：中国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：082-228-3438
- ・ https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00554.html

(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

- ・ 窓口設置場所：四国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：087-802-6773
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/kinkyu/2019-0329-1.html>

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

- 窓口設置場所：九州運輸局 自動車交通部 貨物課
- 電話番号：092-472-2528
- <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19.html>

(沖縄県)

- 窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
- 電話番号：098-866-1836
- <http://www.ogb.go.jp/soumu/corona>

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ２メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、１時間に２回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低１メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
 - ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

（８）運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

（９）運行中

- ・２名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)